

○ 財務省告示第 203 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 6 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 10 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 8 日

財務大臣 鈴木 俊一

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 名称及び記号        | 利付国庫債券（10 年）（第 370 回）   |
| 2 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項  |
| 3 振替法の適用等       | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  |
| 4 発行方法          | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行  |
| 5 発行額           | 額面金額で 8,311,200,000 円   |
| 6 払込金額          | 8,394,312,000 円   |
| 7 最低額面金額        | 50,000 円  |
| 8 振替単位          | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。   |
| 9 発行日           | 令和 5 年 7 月 10 日   |
| 10 発行価格         | 額面金額 100 円につき 101 円 0 銭   |
| 11 利率           | 年 0.5%  |
| 12 経過利子の払込み     | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 18 号に規定する期日に払い込むものとする。<br>$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{112}{365}$ |
| 13 初期利子         | 令和 5 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次  |

号及び第 15 号において規定する期日  
について同じ。 ) 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

- |    |                |  |
|----|----------------|--|
| 14 | 第 2 期以後の利<br>子 | 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期<br>とし、各支払期において、その日以前 6<br>月間に属する利子を支払う。 |
| 15 | 償還期限           | 令和 15 年 3 月 20 日   |
| 16 | 償還金額           | 額面金額 100 円につき 100 円  |
| 17 | 元利金支払場所        | 日本銀行   |
| 18 | 払込期日           | 令和 5 年 7 月 10 日  |